



鳥取県公報

平成13年 4月24日(火)
第 7 2 7 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良法による換地計画の決定 (292) (耕地課)	1
	公共測量の終了 (293) (管理課)	1
	鳥取県収納代理金融機関の指定の取消し (294) (会計課)	2
	鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正 (295) (")	2
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (296) (")	2
選管告示	選挙管理委員会の招集 (24)	3
公 告	鳥取県情報公開条例の運用状況	3

告 示

鳥取県告示第292号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2 第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る泊地区 (原1工区) の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年 4月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成13年4月25日から20日間

3 縦覧に供する場所

泊村役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第293号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、福部村長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成13年 4月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（福部都市計画計画図作成業務）
 2 作業地域 岩美郡福部村大字細川、大字岩戸、大字海士、大字湯山及び大字高江地内
 3 終了年月日 平成13年 3月19日

鳥取県告示第294号

鳥取県収納代理金融機関の指定を次のとおり取り消したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第16条第10項の規定により告示する。

平成13年 4月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 名称
香取開拓農業協同組合
 2 指定取消年月日
平成13年 3月31日

鳥取県告示第295号

昭和50年鳥取県告示第527号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗並びに鳥取県収納代理郵便官署の名称等について）の一部を次のように改正する。

平成13年 4月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前			
3 鳥取県収納代理金融機関			3 鳥取県収納代理金融機関			
店 舗 の 名 称	位 置	収納金を納付すべき指定金融機関の店舗の名称	店 舗 の 名 称	位 置	収納金を納付すべき指定金融機関の店舗の名称	
略			略			
			香取開拓 農業協同 組合	本 所	西伯郡大 山町豊房	株式会社山陰合 同銀行大山支店

鳥取県告示第296号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第1項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成13年4月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
鳥取県東部自動車学校校長	名 称	鳥取県東部自動車学校校長	鳥取県東部自動車学校	平成13年4月24日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第24号

平成13年第10回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成13年4月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成13年4月25日（水） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 市町村選挙管理委員・啓発担当者研修会について
 - (2) その他

公 告

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第41条の規定により、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成13年4月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 公文書開示請求（任意的開示の申出を含む。）の件数及び処理状況 (件)

区 分	件 数	処 理 状 況					
		開 示	部分開示	非 開 示	取 下 げ	不 存 在	処 理 中
公文書開示請求	79	25	50	0	0	5	0
任意的開示の申出	1	0	0	0	0	0	1
合 計	80	25	50	0	0	5	1

注 開示請求件数と処理状況件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つの開示決定等を行ったものがあるからである。

2 公文書開示請求（任意的開示の申出を含む。）の実施機関別内訳 (件)

実 施 機 関	公文書開示請求	任意的開示の申出	合 計
知事（知事部局）	76	0	76
知事（企業局）	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0
教育委員会	3	1	4
選挙管理委員会	0	0	0
人事委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
地方労働委員会	0	0	0
収用委員会	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0
合 計	79	1	80

3 公文書開示請求（任意的開示の申出を含む。）の請求者別内訳 (件)

請 求 者	公文書開示請求	任意的開示の申出	合計
(1) 県の区域内に住所を有する者	58	0	58
(2) 県の区域内に所在する事務所又は事業所に勤務する者	2	0	2
(3) 県の区域内に所在する学校に在学する者	0	0	0
(4) 県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人 その他の団体	18	0	18
(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は 事業に利害関係を有するもの	1	0	1
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	0	1	1
合 計	79	1	80

4 不服申立ての件数及び処理状況 (件)

区 分	件 数	処 理 状 況								
		鳥取県情報公開審議会			異議申立てに対する決定等					
		諮 問	審議中	答 申	認 容	一部認容	棄 却	却 下	検討中	取下げ
今年度	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
繰越し	3	0	0	3	1	1	1	0	0	0

注 繰越しは、前年度以前に受けた異議申立てのうち、平成12年度において鳥取県情報公開審議会で審議したものをいう。